様式第2号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

(申請者)

様

身延町長

地域活動支援センター利用許可・不許可決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった身延町地域活動支援センターの利用について、次のとおり決定したのでお知らせします。

□　許可

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者氏名 |  |
| 利用開始日 | 年　　月　　日から |
| 利用施設名 | □身延町地域活動支援センターそよかぜワークハウス□身延町地域活動支援センターひまわりの家 |
| 許可の条件 | ①利用に当たっては、センター職員の指示に従ってください。②体調や健康状態について、日頃と変わったことがあるときはセンター職員に知らせてください。③施設や設備は大切に扱ってください。④他の利用者やセンター職員に迷惑となる行為はしないでください。⑤その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 備　　　考 |  |

□　不許可

|  |
| --- |
| 許可しない理由 |

教　示

１　この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は身延町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。